改正後

目次

［第一章～第三章　略］

第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

［第一節～第四節の二　略］

第四節の二の二　航空機搭載型合成開口レーダーの無線設備（第四十九条の四の三）

第四節の二の三　無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。）の無線設備（第四十九条の五）

［第四節の三～第九節　略］

［第五章　略］

附則

［第四十九条の四の二　略］

第四節の二の二　航空機搭載型合成開口レーダーの無線設備

（航空機搭載型合成開口レーダー）

第四十九条の四の三　合成開口技術（航空機の飛行等に伴う受信信号のドップラー効果の利用により大開口センサーと同様の対象物判別精度を得る技術をいう。）を利用して地面等の観測を行う航空機に開設する無線標定移動局の無線設備であつて、九、二〇〇MHzから九、八〇〇MHzまでの周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　変調方式は、周波数変調であつて連続波方式により送信するもの又はパルス変調であつてパルスの期間中に搬送波を周波数変調して送信するものであること。

二　等価等方輻射電力は、次のとおりであること。

ア　周波数変調であつて連続波方式により送信するもの　三〇デシベル（一ワットを〇デシベルとする。イにおいて同じ。）以下

イ　パルス変調であつてパルスの期間中に搬送波を周波数変調して送信するもの　六三・五デシベル以下

第四節の二の三　［略］

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
［1～5　略］		
6　100MHzを超え470MHz以下	［1～3　略］	［略］
	4　無線測位局 (1)　VORの送信設備 (2)　その他の無線測位局（注29、30）	
	［5～11　略］	

改正前

目次

［第一章～第三章　同上］

第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

［第一節～第四節の二　同上］

第四節の二の二　無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。）の無線設備（第四十九条の五）

［第四節の三～第九節　同上］

［第五章　同上］

附則

［第四十九条の四の二　同上］

［新設］

第四節の二の二　［同上］

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
［1～5　同左］		
6　100MHzを超え470MHz以下	［1～3　同左］	［同左］
	4　無線測位局（注29） (1)　VORの送信設備 (2)　その他の無線測位局（注30）	
	［5～11　同左］	